

審 査 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根 拠 条 項：第3条の3
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036）
備 考：